

入札公告

一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和6年7月4日

若狭湾サイクリングルート推進協議会
会長 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務（以下「業務」という。）の名称

令和6年度自転車利用環境向上会議バス借上げおよび運行業務

(2) 内容

入札説明書、仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年10月31日

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加者の資格（物品の製造または購入契約に係る競争入札参加者の資格等（昭和42年福井県告示第27号）により競争入札参加資格者名簿に登載された者に限る。）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる事前審査により、この入札に係る委託業務を実施する能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団もしくは暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) その他、次のアからウをすべて満たす者であること。
- ア 福井県敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町または若狭町内のいずれかに事業所（本社または福井県との取引の権限を委任されている支店、営業所等）を有する者
 - イ 道路運送法第4条第1項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けている者
 - ウ 公益社団法人日本バス協会による貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定を受けている者または申請中である者

3 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとするものは、「入札参加資格確認申請書」に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し若狭湾サイクリングルート推進協議会の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期限

令和6年7月 4日（木）12時00分から

令和6年7月16日（火）16時00分まで

(2) 申請書等の提出方法

事前に電話連絡のうえ、提出期限内に直接持参、郵送、FAXまたはE-mailにより提出すること。（郵送の場合は、書留郵便とする。）

(3) 提出先

〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎別館2階

若狭湾サイクリングルート推進協議会事務局

電話 0770-47-5422

FAX 0770-22-0243

E-mail wakacycle@pref.fukui.lg.jp

（E-mailの場合は、タイトルを「(若サ)バス借上げおよび運行業務に係る入札参加資格確認申請書の提出」とすること）

4 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問い合わせ先 3(3)と同様とする。

(2) 入札書の提出方法

入札書（別紙様式4）は、入札書の提出期間内に、若狭湾サイクリングルート推進協議会事務局に直接持参、あるいは書留郵便により提出すること。

(3) 入札書の提出期間

令和6年7月22日(月) 8時30分から

令和6年7月23日(火) 16時00分まで

(4) 開札日時および場所

ア 日時

令和6年7月23日(火) 16時30分

イ 場所

〒914-0811 福井県敦賀市中央町1丁目7-42 敦賀合同庁舎別館2階
大会議室

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に該当する金額を加算した金額(加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する金額を減算した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定に関する事項

この入札に係る委託業務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則(昭和39年福井県規則第11号)の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定および入札説明書等に示した入札に関する条件による。

(4) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例(平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。)第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づく、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。